４．中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該新型コロナウイルス感染症特例金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

⑴　「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該新型コロナウイルス感染症特例金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針」については、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該新型コロナウイルス感染症特例金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化のための基本的な取組姿勢を記載すること。この場合において、地域により方針が異なるときは、そのそれぞれについて記載すること。

⑵　「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策」については、「中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策」及び「担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策」をそれぞれ具体的に記載すること。

⑶　「中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策」については、中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制を含めて記載すること。

⑷　「新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への信用供与の状況及び新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への支援をはじめとする地域経済の再生に資する方策」については、例えば、新型コロナウイルス感染症等により影響を受けた者に対する貸付条件の変更等の支援、当該者の事業・生活の再建に向けた資金需要に対応するための信用供与など、新型コロナウイルス感染症等からの地域経済の再生に資する多方面にわたる支援に係る取組を具体的に記載すること。

⑸　「その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策」については、「創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「早期の事業再生に資する方策」及び「事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策」をそれぞれ具体的に記載すること。

５．協定銀行による株式等の引受け等に係る事項

⑴　経営強化計画を提出する新型コロナウイルス感染症特例金融機関等が法附則第26条第１項の申込みをするときは協定銀行による株式等の引受け等を求める額及びその内容を記載すること。

⑵　「株式等の引受け等」に係る「額」及び「内容」については、株式等（法第２条第２項に規定する株式等をいう。以下同じ。）又は貸付債権の種類に応じ、次の①及び②に掲げる事項を記載すること。

①　優先出資

イ　種類、払込金額の総額、発行口数、払込金額、発行の方法及び非資本計上額

ロ　協同組織金融機関の優先出資に関する法律第５条第１項第２号から第４号までに掲げる内容　等

②　劣後特約付金銭消費貸借（法第２条第３項に規定する劣後特約付金銭消費貸借をいう。）

借入金額、利息、元金の返済の方法及び期限、利息支払の方法及び期限、劣後特約の内容　等